

川西市・猪名川町
水道広域連携水道基幹施設共同利用事業

実施方針

令和 8 年 5 月

川西市上下水道局

目 次

第1章 総則	3
1.1 本書の位置づけ	3
1.2 用語の説明	3
第2章 事業の目的及び背景	4
2.1 事業の背景	4
2.2 事業の目的	4
第3章 事業の概要	5
3.1 事業名称	5
3.2 事業場所	5
3.3 事業主体	5
3.4 発注者	5
3.5 事業費(予定)	5
3.6 施設整備計画の概要	5
3.7 主要な業務内容	6
第4章 入札及び契約方法	7
4.1 発注方式	7
4.2 入札方式	7
4.3 契約方式	7
4.4 支払い条件	8
第5章 事業スケジュール	9
5.1 全体スケジュール	9
5.2 入札スケジュール	9
第6章 リスク分担の考え方	10
6.1 基本的な考え方	10
6.2 予想されるリスク及び責任分担	10
第7章 その他事業に関する事項	13
7.1 実施方針等に関する問い合わせ先	13
7.2 質疑事項の受付	13
7.3 その他留意事項	14

第1章 総則

1.1 本書の位置づけ

本書は、川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する現段階での方針や考え方等を明らかにすることを目的とする。

本書に併せ、以下の参考資料を、ご希望の方に送付いたします。

- ・川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業基本計画（概要図）

1.2 用語の説明

用語の定義については、法令上の用語である場合は当該用語の定義に従う。本文中に指定があるものはその内容、その他の用語については以下を参照すること。

表1 用語の定義

用語	定義
本事業	川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業をいう。
当局	川西市上下水道局をいう。
事業主体	川西市上下水道局水道課及び猪名川町まちづくり部上下水道課をいう。
応募者	本事業に参加するために入札に応募した者をいう。
落札者	本事業発注の入札の結果、契約候補者として当局が決定した者をいう。
事業者	当局と契約を締結した本事業の受注者をいう。
協力会社	本事業実施の必要性から、事業者が個別の業務内容について再委託を行う企業をいう。
基本契約	当局と落札者の間で取り交わす、各請負契約締結に向けた準備行為等基本的な事項を定める契約をいう。
各請負契約	基本契約に基づいて行う、本事業実施のため締結する契約をいう。

第2章 事業の目的及び背景

2.1 事業の背景

川西市及び猪名川町における水道事業は、人口減少等の影響から水需要が減少しており、今後は給水収益の低下や、施設の経年化の進行による建設費等の増加が予測されるなど、多くの課題を抱えている。

また、川西市・猪名川町にまたがる日生ニュータウンは現在、市町境にそれぞれの水道施設にて水運用しているなか、両市町の基幹施設の多くが耐震性能を有していない状況である。

2.2 事業の目的

兵庫県水道広域化推進プランに基づき、川西市と猪名川町が広域的に連携して配水池の共同利用を目指すにあたり、対象施設及び基幹管路の統廃合及びダウンサイジングを実施することで、以下の効果を図ることを目的とする。

- ・水道施設の耐震化の推進
- ・施設の統廃合による経営基盤の強化
- ・維持管理コストの削減
- ・広域連携による効率的な水運用の実現

対象 6 施設のうち耐震性能を有している「伏見台低区配水池」と更新対象の「一庫高区配水池」の2施設に統廃合する。

第3章 事業の概要

3.1 事業名称

川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業

3.2 事業場所

川西市美山台、丸山台及び猪名川町伏見台地内

3.3 事業主体

川西市上下水道局水道課、猪名川町まちづくり部上下水道課

3.4 発注者

川西市上下水道局 川西市上下水道事業管理者 酒本 恭聖

3.5 事業費(予定)

¥1,770,000,000 円(税込み)

表2 事業費(予定)

調査設計費	74,000,000 円(税込み)
工事費	1,645,000,000 円(税込み)
工事監理費	51,000,000 円(税込み)

3.6 施設整備計画の概要

本事業で対象となる統廃合計画では、県水受水点は猪名川町の伏見台低区配水池に集約され、それぞれ3箇所ある一庫系配水池と伏見台系配水池も最終的には一庫高区配水池と伏見台低区配水池の2箇所に集約される。

表3 対象施設の現況概要

施設名称	現況諸元	運用水位	備考
一庫高区配水池 (更新対象)	V=1,540 m ³ RC造	H.W.L. +239.8m L.W.L. +236.3m	
一庫中区配水池 (機能廃止)	V=1,440 m ³ RC造	H.W.L. +198.3m L.W.L. +194.3m	
一庫低区配水池 (機能廃止)	V=1,460 m ³ RC造	H.W.L. +159.3m L.W.L. +154.7m	県水受水地
伏見台高区配水池 (機能廃止)	V=130 m ³ RC造	H.W.L. +233.7m L.W.L. +229.0m	
伏見台中区配水池 (機能廃止)	V=1,500 m ³ RC造	H.W.L. +204.1m L.W.L. +200.1m	
伏見台低区配水池 (既設流用)	V=4,200 m ³ RC造	H.W.L. +159.2m L.W.L. +155.0m	県水受水地

3.7 主要な業務内容

本事業は、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)により実施する。事業者は調査設計から工事施工、試運転調整までを一体的に実施するものとする。

表 4 主要な業務内容

項目	内容	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の統括管理 ・関係機関協議、地元説明 ・交付金事務等、各種申請行為の支援 ・各種検査対応 	
調査設計	<ul style="list-style-type: none"> ・測量、地質、埋設物等調査 ・実施設計図書の作成 ・数量計算書の作成 ・施工計画の策定 ・設計図書に基づく工事費内訳書の作成 	
工事	一庫高区配水池整備	<ul style="list-style-type: none"> ・配水池の新設 ・場内配管の整備 ・場内整備(舗装、排水設備等) ・追加塩素注入設備の整備 ・既設配水池の撤去
	伏見台低区配水池整備	<ul style="list-style-type: none"> ・送水ポンプ設備の新設 ・場内配管の整備 ・高区送水流量計の設置 ・低区配水流量計の設置 ・場内整備
	送水管・連絡配水管の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・伏見台低区→一庫高区行き送水管の布設 ・各配水系統への連絡配水管の布設 ・減圧弁、分岐流量計の設置
	電気計装設備	<ul style="list-style-type: none"> ・中央監視設備の改良(各市町分) ・電気設備の整備 ・計装設備の整備
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・試掘調査 ・廃止構造物の撤去または存置処理 ・アスベスト調査および対策工事 ・段階的水運用に伴う仮設工事
工事監理	<ul style="list-style-type: none"> ・工事監理業務 ・出来高、精算設計の作成 	

※ 業務の詳細計画や工事内容については、参考資料「川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業基本計画」を確認すること。

第4章 入札及び契約方法

4.1 発注方式

本事業は、同一敷地内かつ水運用中の切替更新という難易度の高い工事であるため、設計・施工を一括化することにより事業者のノウハウを活用するメリットを期待し、デザインビルド（設計・施工一括）発注方式を採用する。

4.2 入札方式

本事業の円滑かつ確実な実施を目的に、技術力を適正に評価しつつ、競争性を確保する必要があることから、総合評価方式一般競争入札により落札者を決定する。

1) 応募者の構成

ア) 応募者は、単独企業とする。

イ) DB 事業内の各業務や工種ごとに協力会社を配置し、再委託することは制限しない。

2) 応募者は、入札額と一致した内訳書（調査設計費・工事費・工事監理費の内訳を記載）を提出する。

3) 応募者は、公告時に公表する入札説明書の記載に従い、技術提案を行う。

4.3 契約方式

落札者となる単独企業との請負契約とする。ただし、各業務や工種ごとに協力会社を配置し、再委託することは制限しない。

1) 落札者は、落札決定後速やかに、基本契約書（案）に基づき、基本契約を当局と締結する。

2) 落札者は、基本契約に基づき本事業の調査設計、工事施工、工事監理について、それぞれ請負契約を当局と締結する。

3) 当局と落札者は、まず入札額に則した調査設計業務のみを対象とした契約を締結し、設計業務を完了させる。調査設計業務の完成後、請負率（入札価格／予定価格）を踏まえた実施設計工事額に基づき、工事請負契約を締結する。また、工事請負契約と同時に入札価格に則した工事監理業務委託契約を締結する。

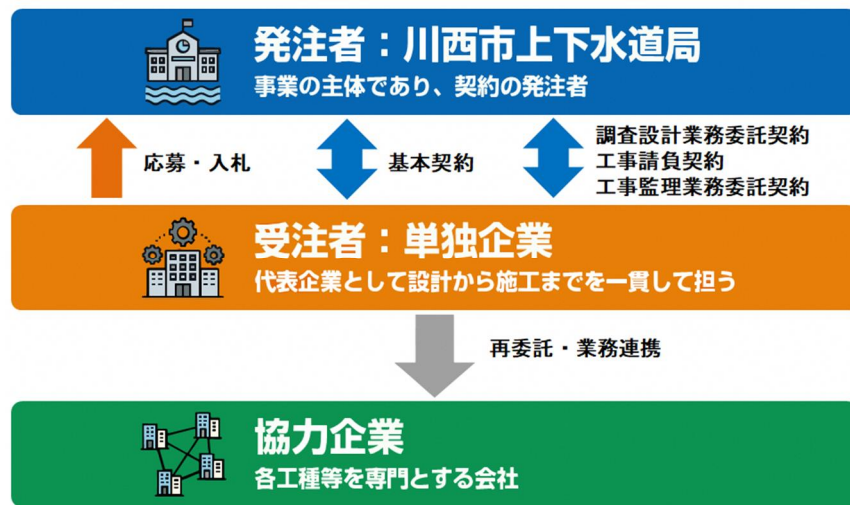


図1 契約スキームの概要

4.4 支払い条件

1) 当局は、各会計年度における支払限度(予定)額の範囲内で、調査設計、工事施工、工事監理の出来高検査を行う。但し、令和8年度の精算は発生しない。

表5 年度別支払限度(予定)額

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	計
事業費(億円)	0	0.74	1.32	2.03	4.45	4.45	4.71	17.7

※ 上記は予定であり変更の可能性あり

2) 事業者は、工事精算数量確定後に出来高精算を行い、請負率を踏まえた変更設計額で変更契約を行う。

$$\text{請負率} = \text{入札価格} / \text{予定価格}$$

3) 数量の増減、施工条件の変化、賃金又は物価変動、および仕様に記載の無い項目が生じた場合等による工事費の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。詳細は契約書にて定める。

5 章 事業スケジュール

5.1 全体スケジュール

本事業の全体スケジュールは以下のとおり想定している。

表 6 全体スケジュール(案)

年度	実施内容	備考
令和 6 年度	基本方針、基本計画の策定	
令和 7 年度	発注準備	
令和 8 年度	入札公告・入札・契約締結、設計着手	事業者選定～設計着手
令和 9 年度	調査設計期間	
令和 10～14 年度	製作及び施工期間	
令和 14 年度末	工事完了、試運転調整、供用開始	

5.2 入札スケジュール

公告から契約までのスケジュールは以下のとおり想定している。

表 7 入札スケジュール(案)

時期	実施事項
実施方針の公表	令和 8 年 5 月 25 日(月)
実施方針に関する質問書の受付期限	令和 8 年 6 月 12 日(金)
実施方針に関する質問の回答・公表	令和 8 年 6 月 30 日(火)
入札公告 (入札説明書・要求水準書・契約書案等の公表)	令和 8 年 8 月上旬を予定
現地説明会の参加申込期限	令和 8 年 8 月上旬～中旬を 予定
現地説明会	令和 8 年 8 月中旬を予定
入札公告、資料等に関する質問書の受付期限	令和 8 年 8 月中旬を予定
入札公告、資料等に関する質問の回答・公表	令和 8 年 8 月下旬を予定
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 9 月中旬を予定
参加資格確認結果の通知	令和 8 年 9 月下旬を予定
提案書類の受付締切	令和 8 年 10 月下旬を予定
提案ヒアリング、技術審査、落札者の決定及び公表	令和 8 年 11 月上旬を予定
基本契約の締結	令和 8 年 11 月中旬を予定

※ 入札公告以降の詳細日程については現在検討中であり、公告時に公表予定である。

第6章 リスク分担の考え方

6.1 基本的な考え方

本事業における事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、当局がその全て又は一部を負うこととする。

6.2 予想されるリスク及び責任分担

当局と事業者との責任分担は、公告時に示す各契約書(案)、及び要求水準書に示す予定である。事業者は、負担すべきリスクを想定したうえで事業に臨むこと。

当局で想定しているリスクの種類と責任負担区分について、現段階の案を例示する。

表8 リスク分担(案)

○:主分担(リスクが発生した場合に負担を負う)

▲:従分担(リスクが発生した場合、協議により負担を負う場合がある)

空欄:リスクが発生した場合に原則として負担を負わない

リスクの内容		事業主体	事業者	
共通	公募書類	入札説明書、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び提示漏れに関するもの	○	
		提案書類等応募者が提案した内容の誤りにより、入札要件を満たさなくなる程の大幅な変更		○
	提案コスト	応募、申込、提案に関する費用		○
	資金調達	当局が確保すべき必要資金の調達ができない場合	○	
	契約締結	当局の責により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の責により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
		本事業の契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償	当局の帰責事由による第三者賠償等	○	
		事業者の帰責事由による第三者賠償等(建設時における騒音、振動、光、臭気等に関するもの)		○
	住民対応	事業者が行う業務(調査・設計・工事)に関する軽微な地元対応		○
		上記以外のもの(例:本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟等)	○	
	事故発生	事業者の責めによる事故の発生		○
		上記以外(不可抗力)による事故の発生	○	
環境保全	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		○	
	事業主体の要求に起因する環境問題	○		

リスクの内容		事業主体	事業者	
共通	中止・延期	当局の帰責事由による事業の延期・中止(例:発注者の債務不履行、承認遅れ、支払いの遅延・不能)	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	物価変動	本事業に係るインフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)	○	▲
		本事業に係るインフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	▲
	保険	事業者が任意で加入する調査・設計・工事段階のリスクをカバーする保険		○
	不可抗力	戦争、風水害、地震他、当局及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○	▲
		予測不能な地中障害物(既存資料で把握・想定が不可能な文化財、放棄物、仮設材、土壌汚染等)の存在に関するもの※1	○	
	政治	両市町の政策変更、及び議会承認によるもの	○	
	計画変更	事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	情報流出	当局側の従事者による情報漏洩、犯罪等の発生	○	
		事業者側の従事者による情報漏洩、犯罪等の発生		○
	許認可	許認可の遅延に関わるもの(当局が取得すべきもの)	○	
許認可の遅延に関わるもの(事業者が取得すべきもの)			○	
税制	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		○	
	消費税等、上記以外の税制変更に関わるもの	○		
調査設計・工事	調査	当局が実施した調査に関するもの	○	
		事業者が実施した調査に関するもの		○
	計画設計	当局が提示した要求水準書や設計時における仕様変更指示に伴う経費の増加や遅延	○	
		事業者の設計、提案変更や瑕疵に伴う経費の増加や遅延		○
	工事変更	当局の指示や提示条件の不備による工事の変更に伴う経費の増加や遅延	○	
		事業者の事由による経費の増加や遅延		○
	試運転・引渡	試運転・引渡性能試験の結果が要求水準書などに適合しない場合の経費の増加や遅延		○
	用地確保	整備施設の建設に必要な用地取得に関すること	○	
		事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保(資材置き場、仮設道路等、事業者が必要とする用地の確保)		○
	完工遅延	当局の帰責事由による完工遅延	○	
事業者の帰責事由による完工遅延			○	

リスクの内容			事業主	事業者
調査設計・工事	損傷・瑕疵	工事目的物、工事材料、又は建設機械器具について生じる建設段階(引渡前)における施設損傷によるもの		○
		各請負契約に規定する契約不適合期間中に見つかった施設の契約不適合		○
		各請負契約に規定する契約不適合期間後に見つかった施設の契約不適合	○	

※1 公募資料その他の情報から、明らかに地中障害物や埋蔵文化財、土壌汚染等の位置について推察することが可能であったにも関わらず、事業者の過誤によりこれらの位置を判断できなかった場合や、事業者が事前調査を実施した箇所において調査の不備や過誤があり、工事遅延及び工事費増大が生じた場合は、事業者が負担する。

第7章 その他事業に関する事項

7.1 実施方針等に関する問い合わせ先

担当部署:川西市上下水道局水道課(担当:兒山・武田)

住 所:〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号(市役所3階)

電 話:072-740-1264

E-Mail:kawa0195@city.kawanishi.lg.jp

7.2 質疑事項の受付

実施方針に関する質問を、次のとおり受け付ける。

1) 受付期限

令和8年6月12日(金) 午後5時まで

2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、別紙「実施方針に関する質問書」に所要の事項を記入し、電子メールにて提出すること。なお、質問書の受領確認のため、提出した旨を必ず電話連絡すること。

3) 提出先

7.1 実施方針等に関する問い合わせ先を参照

4) 回答日

提出された質問への回答は、ホームページへの掲載により公表する。

令和8年6月下旬に公表予定

7.3 その他留意事項

本事業は川西市上下水道事業管理者と猪名川町長との間で交わされる水道基幹施設共同利用に関する個別協定書に従い実施される事業である。本事業の発注主体は川西市上下水道局であるが、整備対象となる施設等の所有権がそれぞれ両市町に跨ることから、最終的な資産の帰属についても同様である。事業者においては予め留意されたい。

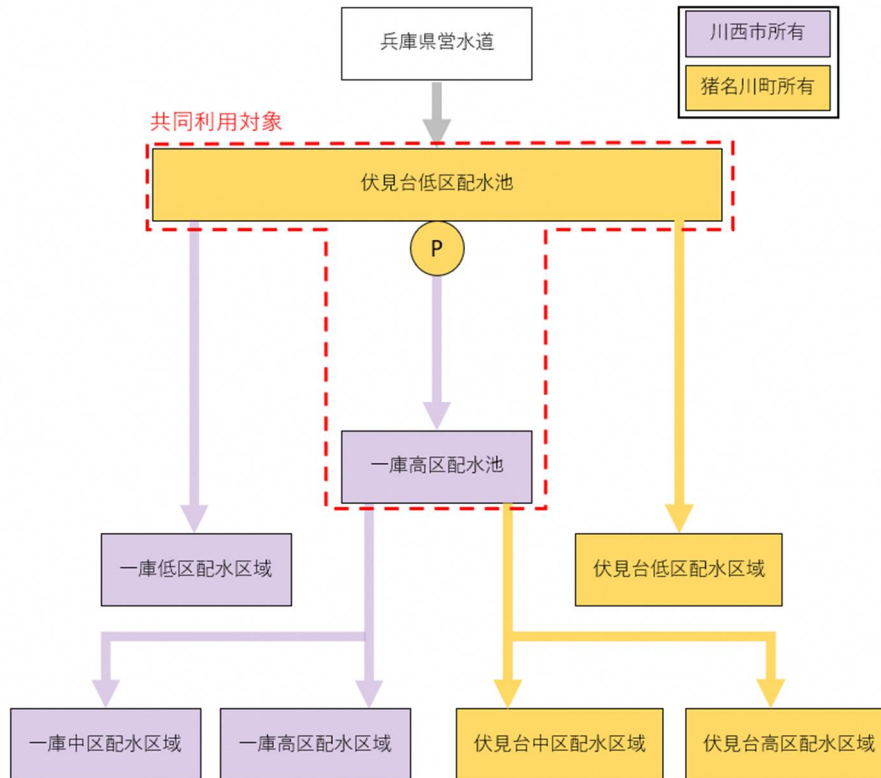


図 2 対象施設の所有権区分